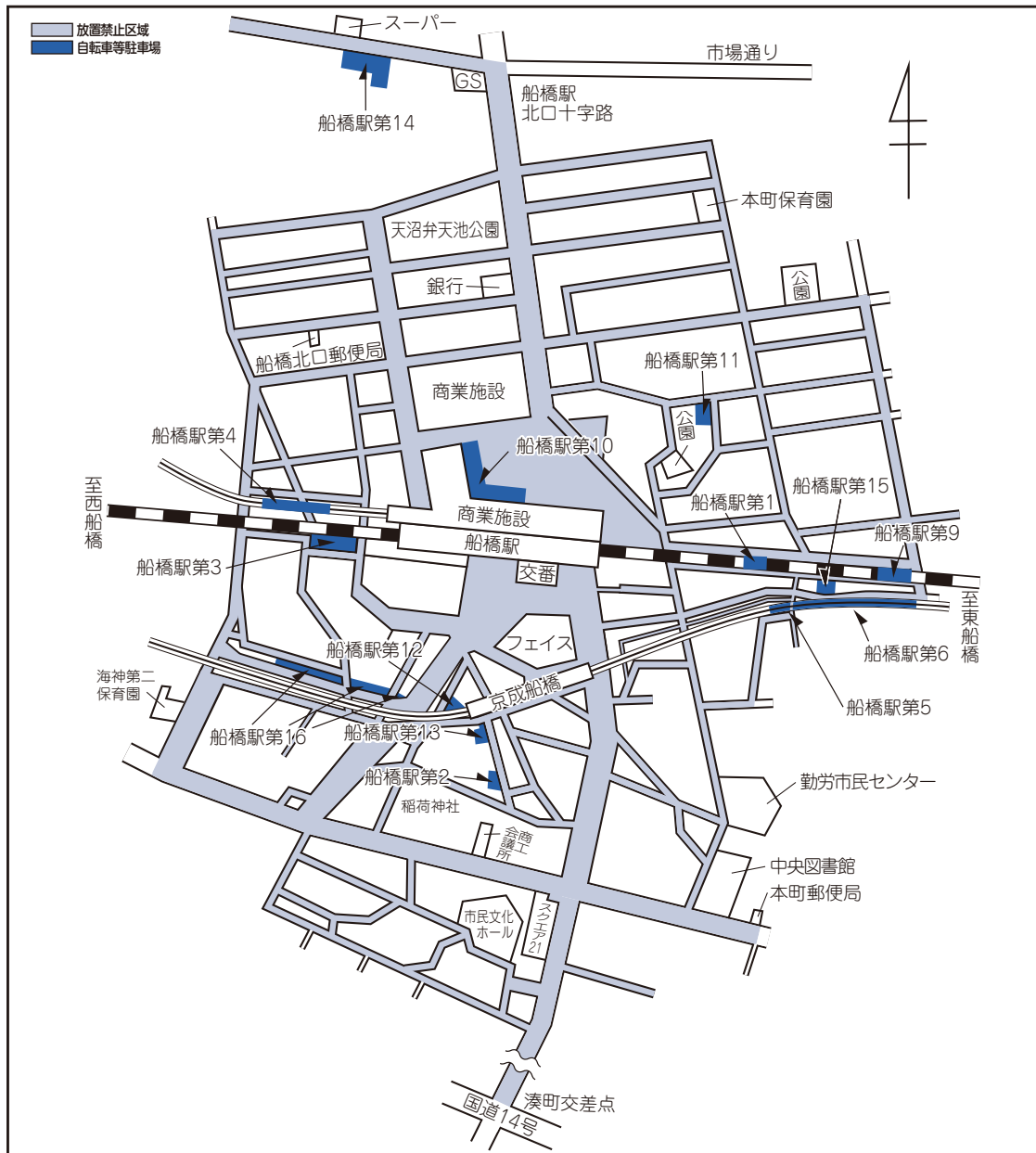


3. 駐輪場案内図・自転車等放置禁止区域図

< 船橋駅周辺 >

駅コード 1



駅コード	駐輪場コード	自転車等駐輪場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付		
1	船橋駅第1 1F		○				有	E
21	船橋駅第1 2F		○				有	D
2	船橋駅第2		○				無	D
3	船橋駅第3 1F		○		○		有	E
23	船橋駅第3 2F以上		○		○		有	D
4	船橋駅第4 1F		○		○		有	E
24	船橋駅第4 2F		○		○		有	D
5	船橋駅第5 下段		○				有	D
25	船橋駅第5 上段		○				有	C
6	船橋駅第6 下段		○				有	C
26	船橋駅第6 上段		○				有	B
9	船橋駅第9		○	○			有	D
10	船橋駅第10						無	
11	船橋駅第11 下段		○	○			無	C
31	船橋駅第11 上段		○				無	B
12	船橋駅第12						無	
13	船橋駅第13						無	
14	船橋駅第14		○	○	○	○	無	A
15	船橋駅第15		○				無	B
16	船橋駅第16		○		○		無	D

以下の駐輪場はラック式のため、止められる自転車の規格に制限があります。

自転車等駐輪場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
船橋駅第5 下段	1,785mm	600mm	1,100mm	56.8mm	26kg
船橋駅第5 上段				48mm	20kg
船橋駅第6 下段				56.8mm	26kg
船橋駅第6 上段	1,800mm	580mm	55mm	48mm	20kg
船橋駅第10 下段				35kg	
船橋駅第10 上段				20kg	
船橋駅第11 下段	1,900mm	600mm	1,150mm	40kg	
船橋駅第11 上段				22kg	
船橋駅第12				60mm	30kg

- 船橋駅第1 5 駐輪場のステッカーは、船橋駅第9 駐輪場で受け取れます。
- 船橋駅第5 駐輪場のステッカーは船橋駅第6 駐輪場で受け取れます（整理員不在時のみ）。
- 表中の■は機械式駐輪場です。
- 船橋駅第1 1 駐輪場の下段については平置きと一括での募集となるため、ご利用の際に駐輪場箇所の希望に沿えない場合があります。

船橋駅
東船橋駅
西船橋駅
船橋法典駅
原木中山駅
南船橋駅・塚田駅
下総中山駅・新船橋駅
津田沼駅・習志野駅
北習志野駅
高根公団駅
三咲駅
湊不動駅・二和向台駅
東海神駅
小室駅・飯山満駅
三山庫車駅・大神宮下駅
船橋日大前駅・海神駅

6. 船橋駅南口地下駐輪場の利用（自転車のみ利用できます）

定期利用について（交通系 IC カードが必要となります）

募集スケジュール

(※)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方は、利用申請の際に併せて免除申請をしていただくことで優先した取扱いをします。

1次募集（4月利用開始分の募集）

- ▼ 受付期間：1月16日（金）～2月2日（月） ※申請は締切日必着です。
- ▼ 利用可否通知発送予定日：2月16日（月） ※募集台数を超える申請があった場合は抽選(※)となります。
※申請は1人1箇所（下段か上段）に限ります。

2次募集（4月利用開始分のうち、1次募集の結果、上段・下段いずれかにまだ空きがあった場合）

- ▼ 受付期間：2月20日（金）～3月2日（月） ※申請は締切日必着です。
- ▼ 利用可否通知発送予定日：3月16日（月） ※募集台数を超える申請があった場合は抽選(※)となります。
※申請は1人1箇所（下段か上段）に限ります。

随時募集（2次募集の結果、まだ空きがあった場合）

5月以降の利用開始分については前月15日まで（必着）に申請してください。
例）8月1日からの利用を希望する場合、7月15日までに申請してください。

利用申請から利用開始までの手順（オンライン申請はできません）

STEP 1 利用申請

以下の場所にある利用申請書（上段：青色、下段：桃色）に必要事項を記入のうえ、**郵送**又は**持参**で提出してください。

- ▼ ・船橋駅南口地下駐輪場管理人室 受付時間：6時～24時
- ▼ ・都市整備課窓口 受付時間：9時～17時（土・日・祝休日を除く）
- ▼ ※**利用料金の免除制度を利用する場合は別途提出書類があります。詳しくは6ページで確認**してください。

STEP 2 利用可否通知（納付書等）の受取

- ▼ 利用が許可された場合は利用許可の通知と納付書が、不許可となった場合は利用不許可の通知が届きます。

STEP 3 利用料金の支払

- ▼ ・金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで支払い後、領収書を受け取ってください。
- ▼ ・**納付期限を過ぎるとキャンセルしたものとみなします。**

STEP 4 交通系 IC カードの登録及び利用票（ステッカー）の受取

- ▼ 領収書と交通系 IC カード（Suica 又は PASMO）を管理人室まで持参すると、交通系 IC カードの定期利用登録が行われ、ステッカーが受け取れます。

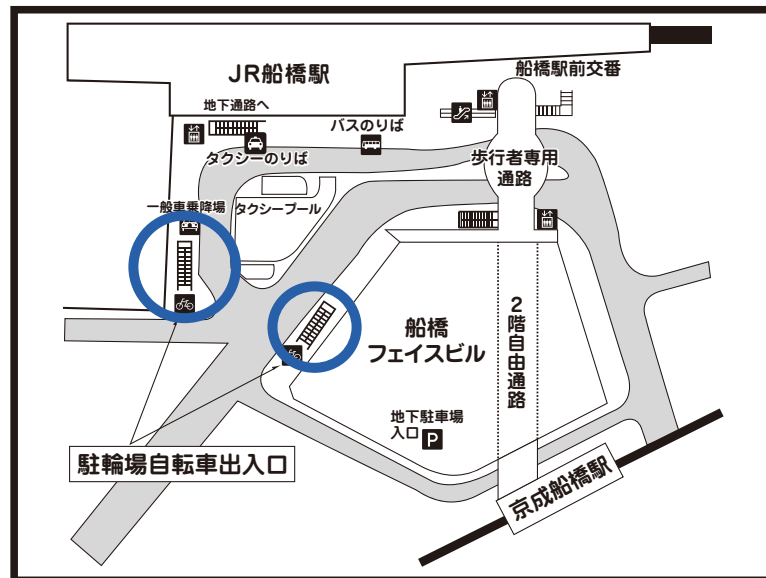
STEP 5 利用開始

ステッカーを自転車に貼り付け、登録した交通系 IC カード（Suica 又は PASMO）で入出庫してください。
※ステッカーの再交付や定期利用の解約、交通系 IC カードの再登録は管理人室で受け付けます。
（解約についてのみ都市整備課窓口でも受け付けます）

定期利用料金 (料金には消費税相当額が含まれています)

区分	単位	駐輪場所	市内料金	市外料金
一般	1カ月	上段	770円	1,155円
		下段	1,210円	1,815円
高校生以下		上段	380円	570円
下段		600円	900円	

- 利用申請は月単位で申請できます。最長は令和8年4月～令和9年3月の1年間です。
- 利用料金は、(1カ月利用料金) × (利用月数) です。



利用時間 (入出庫可能時間)

6時～24時の間です。
(0時～6時の間は自転車の入出庫はできません)

船橋駅南口地下駐輪場はラック式のため、
止められる自転車の規格に制限があります。

駐輪場所	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
上段	1,785mm	600mm	1,100mm	48mm	20kg
下段				55mm	25kg

一時利用について

一時利用料金 (料金には消費税相当額が含まれています)

1回につき (24時間以内)	100円
回数券 (33回利用分) ※管理人室で販売	3,000円

- 入庫から90分間は無料です。
- 入庫から出庫までが1回となるため、同日でも再度入庫される場合はその都度料金が発生します。
- 上記料金は入庫から24時間以内の料金であり、24時間を超えた場合はその都度追加料金が発生します。
- 回数券購入後の払戻しはできません。

※利用料金の免除制度があります。詳しくは6ページで確認してください。

一時利用の利用方法

- ① 駐車券発券機の発券ボタンを押して、発券された駐車券をお取りいただくか、読み取り部に交通系 IC カードをタッチするとゲートが開きますので、空いている駐輪ラックに自転車を停めてください。
- ② 出庫の際は、出口精算機に発券した駐車券を挿入、又は読み取り部に入庫時に使用した交通系 IC カードをタッチして料金を支払ってください。
 - ・事前精算機による支払も可能です。出庫の際には出口精算機に駐車券を挿入するか、交通系 IC カードをタッチするとゲートが開きます。
 - ・回数券を利用の際は、料金の支払い時に精算機へ挿入してください。
- ③ ゲートが開いたら、出庫してください。